

令和5年5月30日
四国電力送配電株式会社

インバランス料金等の誤算定に係る報告徴収の受領について

当社は、インバランス料金^{※1}等の誤算定に関して、本日、電力・ガス取引監視等委員会から報告徴収を受領しました。今後、報告徴収に適切に対応してまいります。

改めまして、今回の誤算定により、関係者のみなさまに多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、インバランス料金等は、発電・小売電気事業者さまと一般送配電事業者との間の取引に関するものであり、ご家庭や法人のお客さまの電気料金に直接影響を与えるものではありません。

当社といたしましては、本件を重く受け止め、今後、同様の事象を発生させないよう、再発防止に取り組んでまいります。

<報告徴収の対象となった事案の概要>

(1) インバランス料金の誤算定

2022年12月分から2023年2月分の3か月間、四国電力株式会社のインバランス料金を算定する過程で、発電実績の一部を二重に計上する誤った処理を行い、料金を過大に請求しておりました。

(5月9日お知らせ済み)

(2) 近接性評価割引額^{※2}の誤算定

2023年2月分の近接性評価割引額を算定する過程で、新たに作成したプログラムに不備があり、対象となる事業者さまの割引額を過少に算定しておりました。

※1 電気は需要と供給が常に一致している必要があるため、発電事業者や小売電気事業者は、30分単位の計画値と実績値が同量となるよう、運用を行っています。しかしながら、計画どおりにならない場合があり、その過不足を「インバランス」といい、一般送配電事業者が調整しています。

※2 送配電設備の投資抑制や電力損失の低減に寄与するとの観点から、予め定めた地域（近接性評価地域）に立地する電源から電気を調達する小売電気事業者に対し、一般送配電事業者が請求する託送料金を割引しています。

以上